

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 審査請求書は、正副2通提出しなければなりません。なお、審査請求書は当都税事務所長を経由して提出することができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

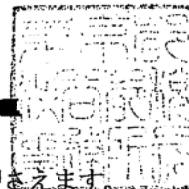
差 押 調 書 (謄 本)

この差押債権の取立その他の処分を禁じます。

■ 滞税徴 差第 ■ 号
平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日

株式会社 ■■■■■ 殿

東京都渋谷都税事務所長



下記のとおり、滞納金額を徴収するため、地方税法の規定により財産を差し押さえます。

記

滞納者 (債権者)	住(居)所	渋谷区渋谷 ■■■■■
	氏 名	株式会社 ■■■■■

滞納金額	年度	期 別 等 氏名コード・登録番号	税 目 納 期 限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考
		別紙「滞納金額内訳書」のとおり。						
				7,125,600	851,800	法律による金額 要す		

債 務 者	住(居)所	東京都 ■■■■■
	氏 名	株式会社 ■■■■■ 銀行

株式会社 ■■■■■ こと滞納者株式会社 ■■■■■

k が債務者に対して有する本店営業部の普通預金（口座番号 ■■■■■）の債権差押

通知書到達日における現在残高のうち一部、8,614,200円の払戻請求権。

ただし、債権差押通知書到達日における現在残高がこれに満たない場合は、同到達日における現在残高全額の払戻請求権及び同到達日までの確定利息の支払請求権。

履 行 期 限 請求あり次第

差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。
年 月 日 () 印

債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。
年 月 日 () 印

備考「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
税目欄に「特別税」とある場合は、地方税法特別税を表します。

(滞納者用)